資料3

文部科学省

コミュニティ・スクールに関する現状

01 制度の経緯・検討の背景

コミュニティ・スクール制度に関する主な経緯①

教育改革国民会議報告（平成12年12月）

地域独自のニーズに基づき、地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校（コミュニティ・スクール）の検討を提言

総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第3次答申」（平成15年12月）

中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営の在り方について」（平成16年3月）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正（平成16年6月改正、同年9月施行）

学校運営協議会制度 創設

〔制度趣旨〕

- 公立学校教育に対する国民の信頼に応えていくために、地域の住民や保護者のニーズを学校運営により一層的確に反映させる仕組みを導入。
- 校長と地域の住民、保護者等が、共同して学校づくりを行うとともに、より透明で開かれた学校運営を進め、地域に信頼される学校づくりを実現。

〔学校運営協議会の権限〕

- 校長が作成する学校運営に関する基本的な方針を承認
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見
- 教職員の任用について、教育委員会に意見

〔学校運営協議会の委員〕

- 地域の住民、保護者、その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命。

コミュニティ・スクール制度に関する主な経緯②

教育再生実行会議第六次提言（平成27年3月）

全ての学校においてコミュニティ・スクール化に取り組むこと、学校を核とした地域づくり（スクール・コミュニティ）への発展を目指すこと等について提言

中央教育審議会答申 「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について」（平成27年12月）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律・社会教育法改正（平成29年3月改正、同年4月施行）

学校運営協議会の設置の努力義務化
学校運営への必要な支援についても協議することを規定

〔その他の主な改正事項〕

- 協議会の委員に、地域学校協働活動推進員等の学校運営に資する活動を行う者を追加
- 協議会が、協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めることを規定
- 協議会の委員の任命に関し、校長が教育委員会に対して意見を申し出ることができることを規定
- 教職員の任用に関して協議会が意見を述べることができる事項を教育委員会規則で定めることとすることを規定
- 社会教育法において、「地域学校協働活動」について新たに定義し、「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定を新設

コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議最終まとめ（令和4年3月）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正（令和7年6月改正、令和8年4月施行）

学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めるよう改正

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について(審議経過報告)

R8.8.21中央教育審議会
生涯学習分科会

学校と地域の連携・協働関係の概要

現状と課題

- 新たな教育課題に対応するためには、学校と地域が子供の教育に係る目標や課題を共有し、保護者・地域の理解を得ながら役割分担を見直すことが必要。加えて、子供の深い学びを実現するには、放課後や休日等において、子供自身が探究したい内容を学べる機会が必要。
- 子供の教育について、従来のように学校教育の比重が大きい状態から、学校と地域や家庭が連携・協働して社会全体で担っていく環境へと転換を図っていくことが必要。

社会教育の推進に向けた施策

（学校と地域の連携・協働の推進）

- 学校が抱える課題は多様化・複雑化しており、学校の努力だけで対応することは限界を迎えている中、地域と学校が一体となって子供を育む**「地域とともにある学校づくり」の必要性**が高まっている。
- その**基盤であり、中核となるコミュニティ・スクール**は、着実に導入が進んでいるが、地域間や学校種間における導入率の差や形式的な運営等の課題も生じており、**導入促進と運営の実効性向上の両面から戦略的な取組**が必要。
- 地域学校協働活動は、子供にとって大きな学びや成長が得られるだけでなく、地域にとっても次世代の担い手の育成や地域コミュニティの活性化につながる。各自治体においては、**多様な地域学校協働活動を一層推進**し、**コミュニティ・スクールと一体的に取り組むことにより、地域と学校の連携・協働体制を強化**することが必要。
- **地域学校協働活動推進員の配置・活動の充実**を図るとともに、**各学校と地域の間の調整業務等を担当する職員の配置を進めるなどの体制整備**が必要。

（放課後等の学習・体験活動の充実）

- 家庭状況等に関わらず**全ての子供が、放課後や長期休業期間等において、多様で質の高い学びや体験を得られる環境を整備**することが必要。その際、子供の興味・関心に応じた探究活動等を行うなど、活動の高度化・充実を図ることも重要。

02 取組の状況

令和8年度 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査結果のポイント

文部科学省では地域と学校の連携・協働体制の構築を推進しており、毎年、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の実施状況に関する調査を実施。令和8年度（令和8年5月1日現在）の結果は以下のとおり。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

公立学校の導入校数

23,221校（69.5%）

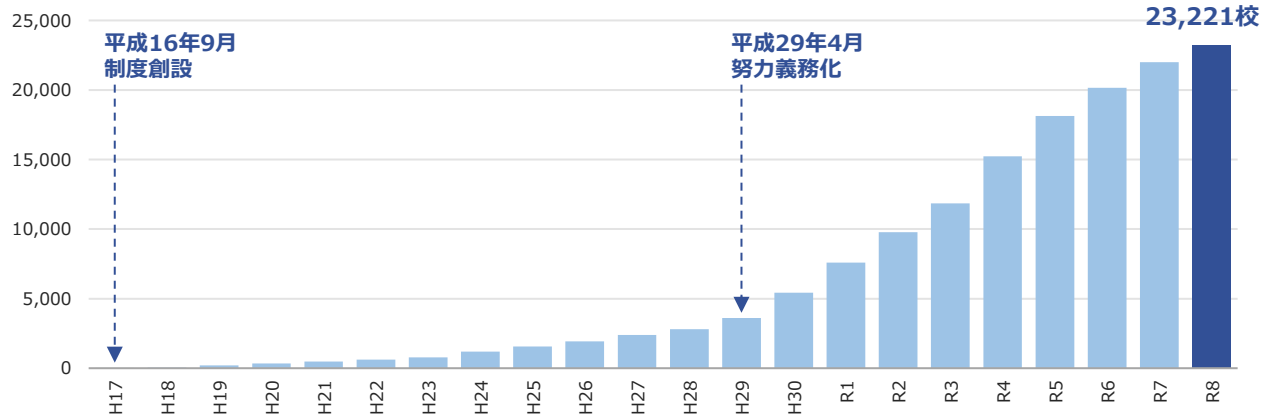
前年度から1,212校増、4.6ポイント増

うち、小・中・義務教育学校

20,579校（76.4%）

前年度から1,091校増、4.8ポイント増

導入校数の推移（全学校種）



※コミュニティ・スクール：保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」を置く学校

※平成30年度までは4月1日時点、令和元年度以降は5月1日時点

地域学校協働本部

公立学校の整備校数

24,074校（72.1%）

前年度から1,381校増、5.2ポイント増

うち、小・中・義務教育学校

22,185校（82.3%）

前年度から1,102校増、4.9ポイント増

※地域学校協働本部：幅広い地域住民や団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制
※地域学校協働活動：幅広い地域住民や団体等が参画し、地域と学校が連携・協働して行う、学校内外で子供たちの成長を支える多様な活動

地域学校協働活動推進員等（地域コーディネーターを含む）

地域学校協働活動推進員等の配置人数

38,699人

前年度から3,453人増／1,571自治体（86.7%）が配置

うち、学校運営協議会の委員である者

15,947人

前年度から773人増

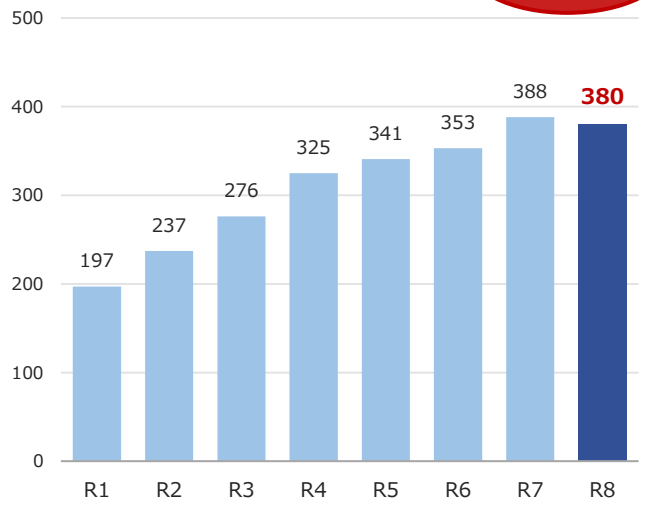
※地域学校協働活動推進員等：地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う者（社会教育法に基づき委嘱された地域学校協働活動推進員と、同等の役割を果たす地域コーディネーター）

学校種別のコミュニティ・スクール導入校数の推移

各年度とも
５月１日時点

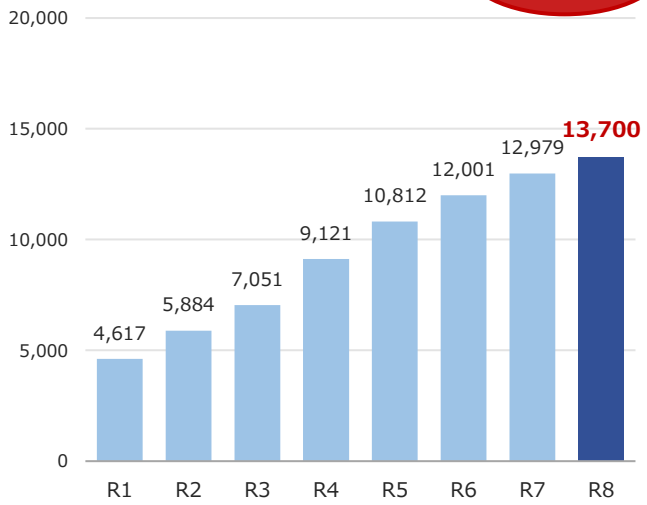
幼稚園 380／1,886園

20.1%



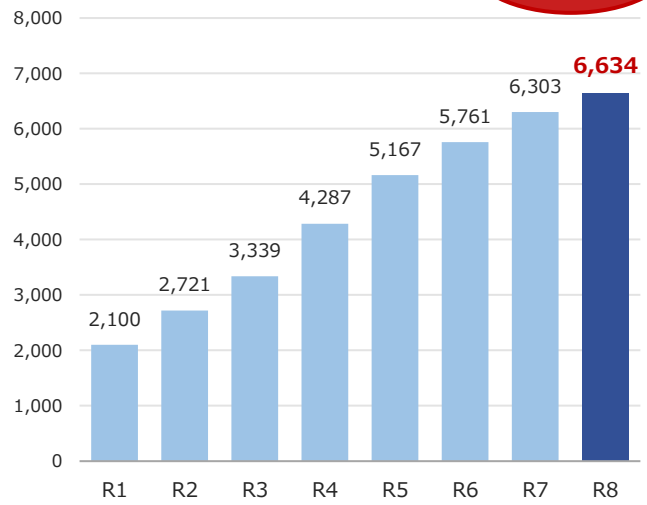
小学校 13,700／17,836校

76.8%



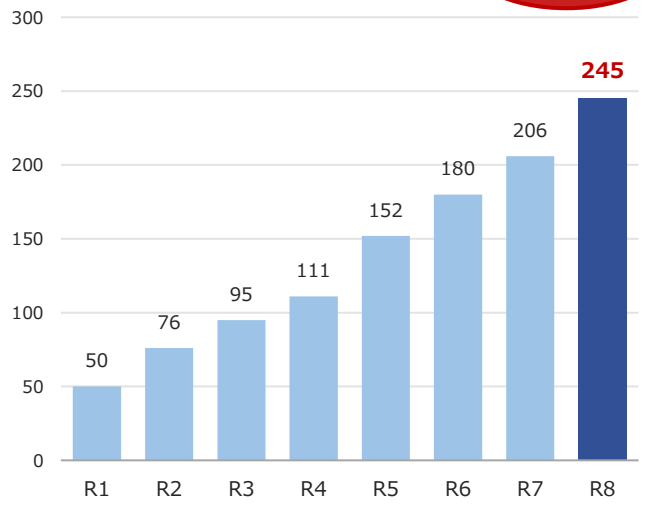
中学校 6,634／8,823校

75.2%



義務教育学校 245／288校

85.1%



高等学校 1,596／3,437校

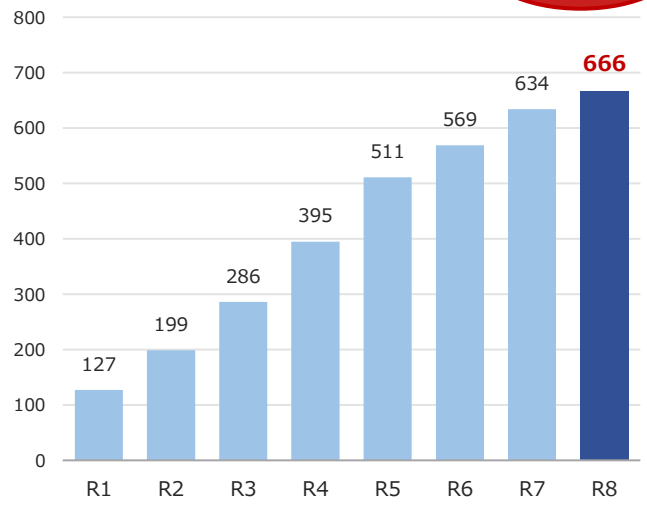
（中等教育学校を含む）

46.4%



特別支援学校 666／1,127校

59.1%



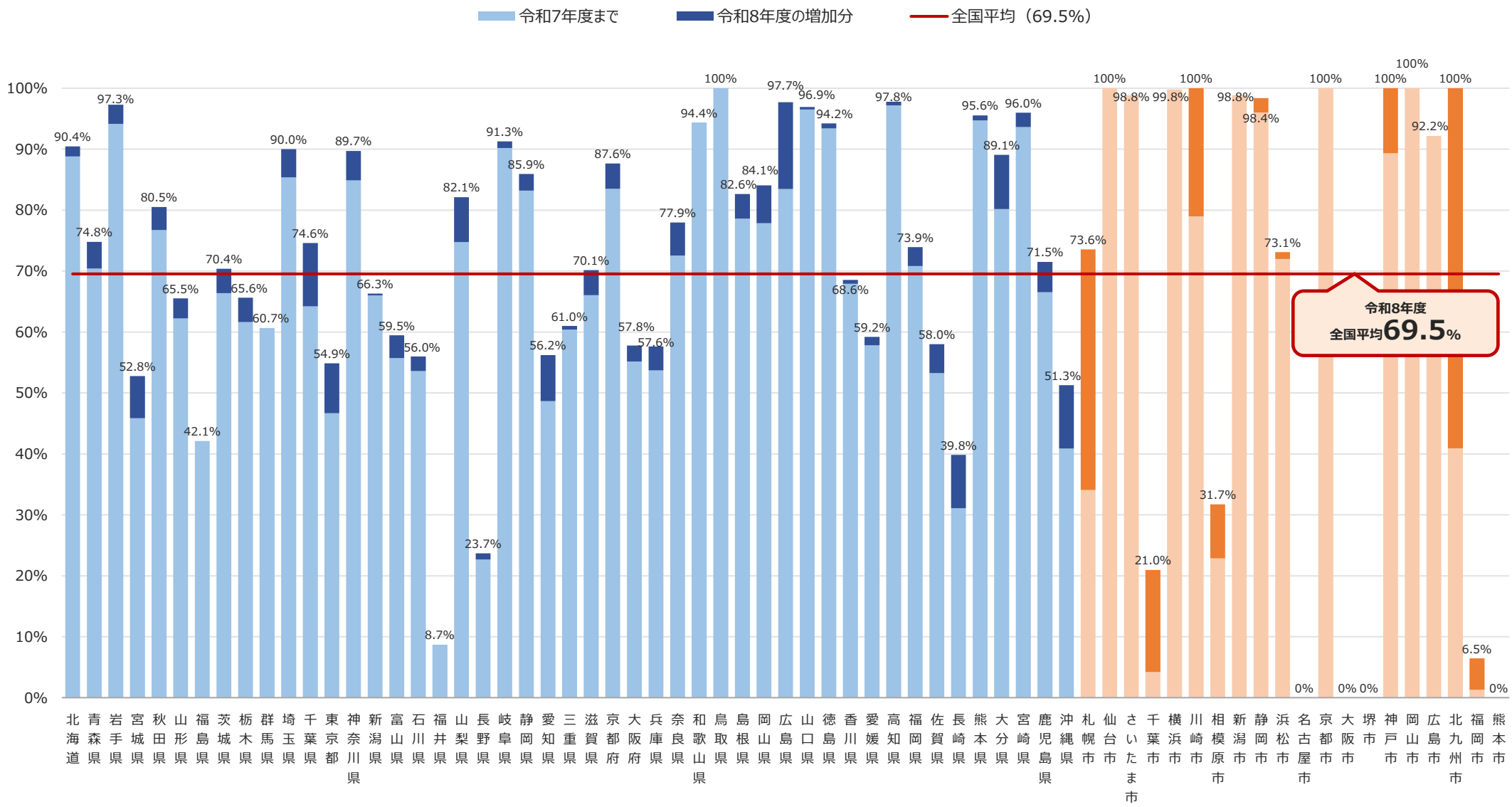
※各年度とも5月1日時点。各学校種の数値は、令和8年度の導入校数／学校数。高等学校には中等教育学校を含む。

コミュニティ・スクールの導入率

令和８年５月１日
時点

都道府県・指定都市別/全学校種

※棒の濃い色の部分は令和7年度からの増加分（指定都市はオレンジ色）。都道府県の値は指定都市を含まない。

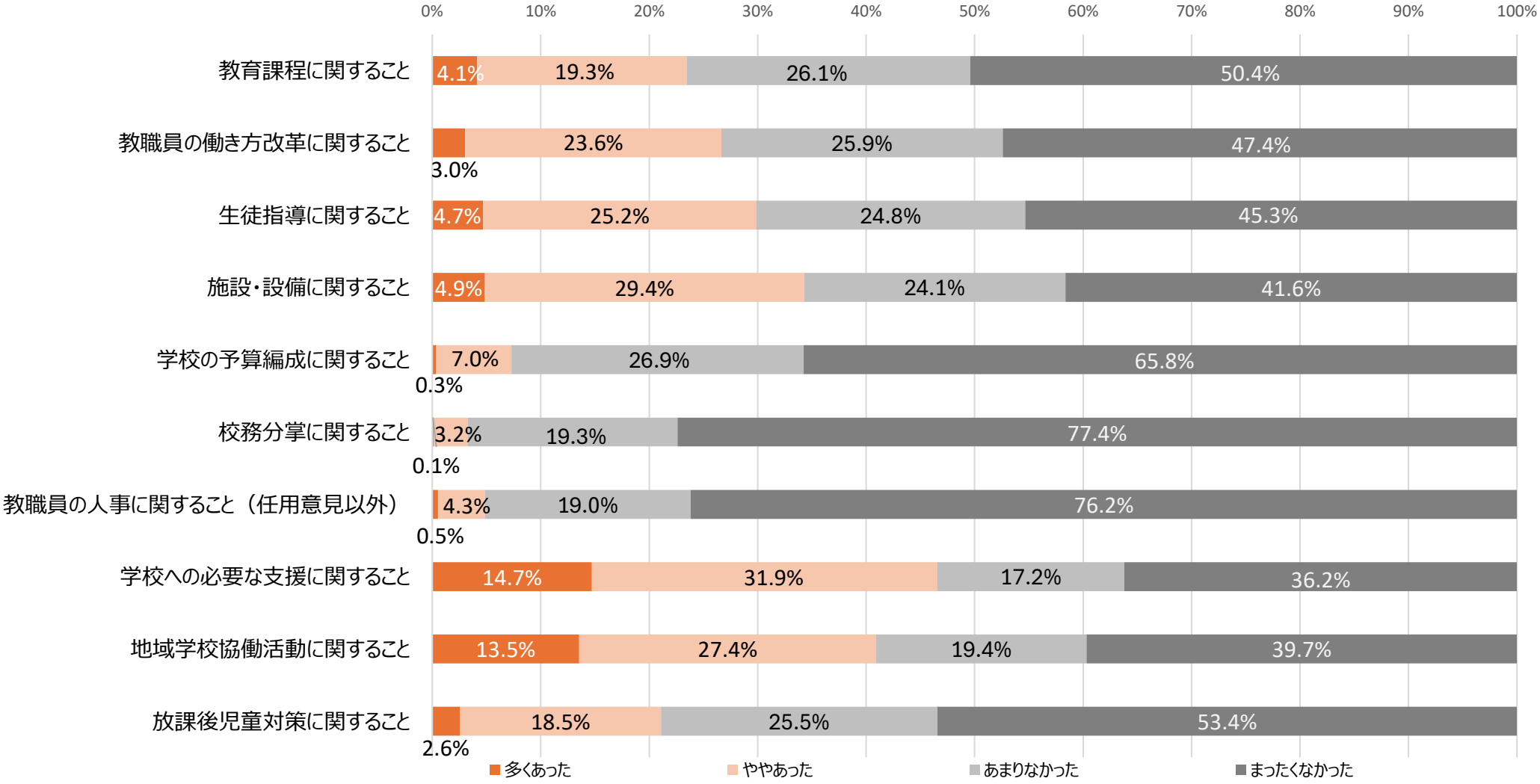


※「令和８年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」より

学校運営に関する学校運営協議会からの意見の内容

令和6年度および7年度の状況
令和７年５月１日　時点

- 学校運営協議会から教育委員会への意見の申し出は、「学校への必要な支援」や「地域学校協働活動」に関するものが比較的多くみられる。
- 一方、「学校の予算編成」「校務分掌」「教職員の人事（任用意見以外）」は、「多くあった」と「ややあった」の合計が１割未満となっている。



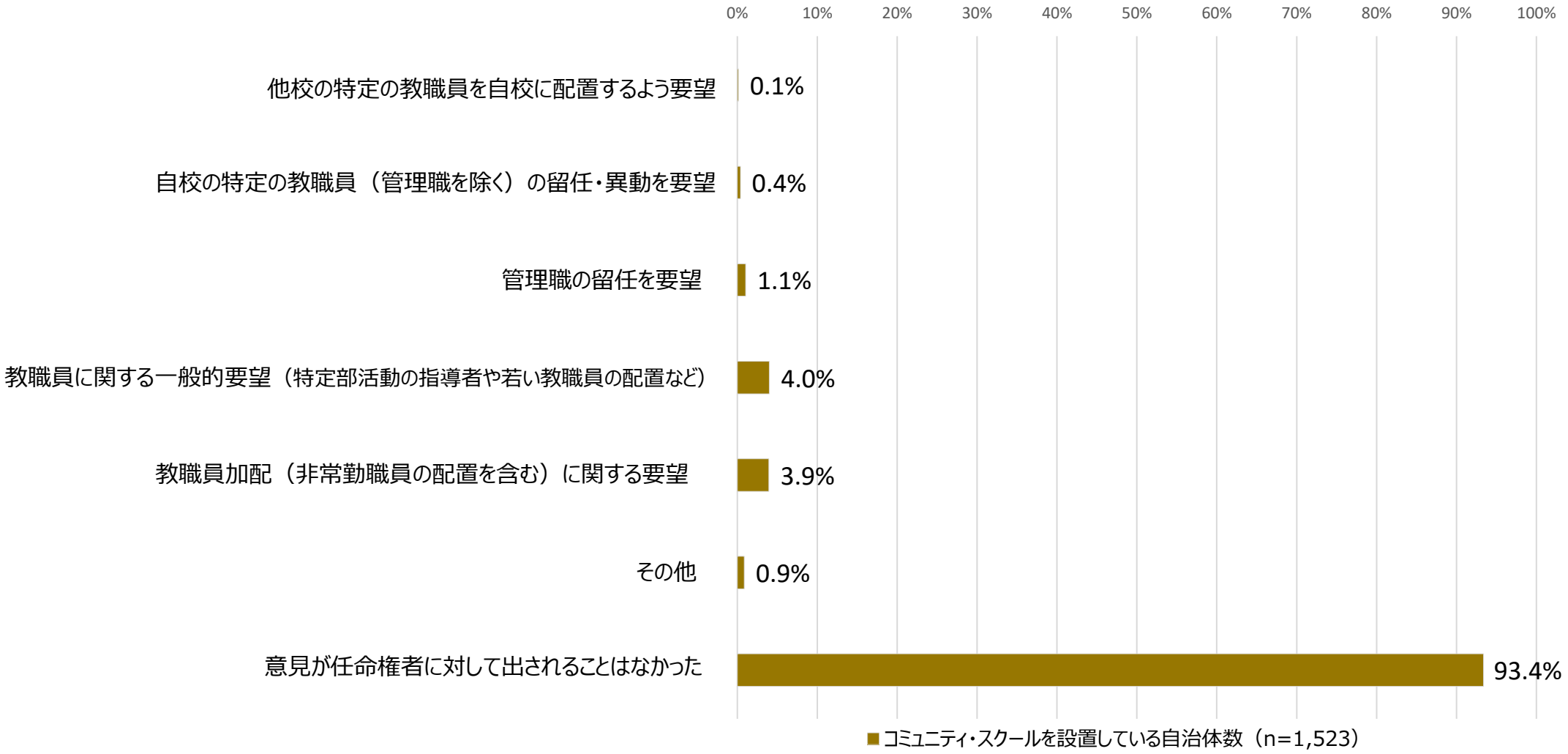
（コミュニティ・スクールを設置している自治体数　n=1,523）

※「令和7年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」をもとに作成

対象学校の職員の任用等に関する意見の内容

令和6年度および7年度の状況
令和７年５月１日　時点

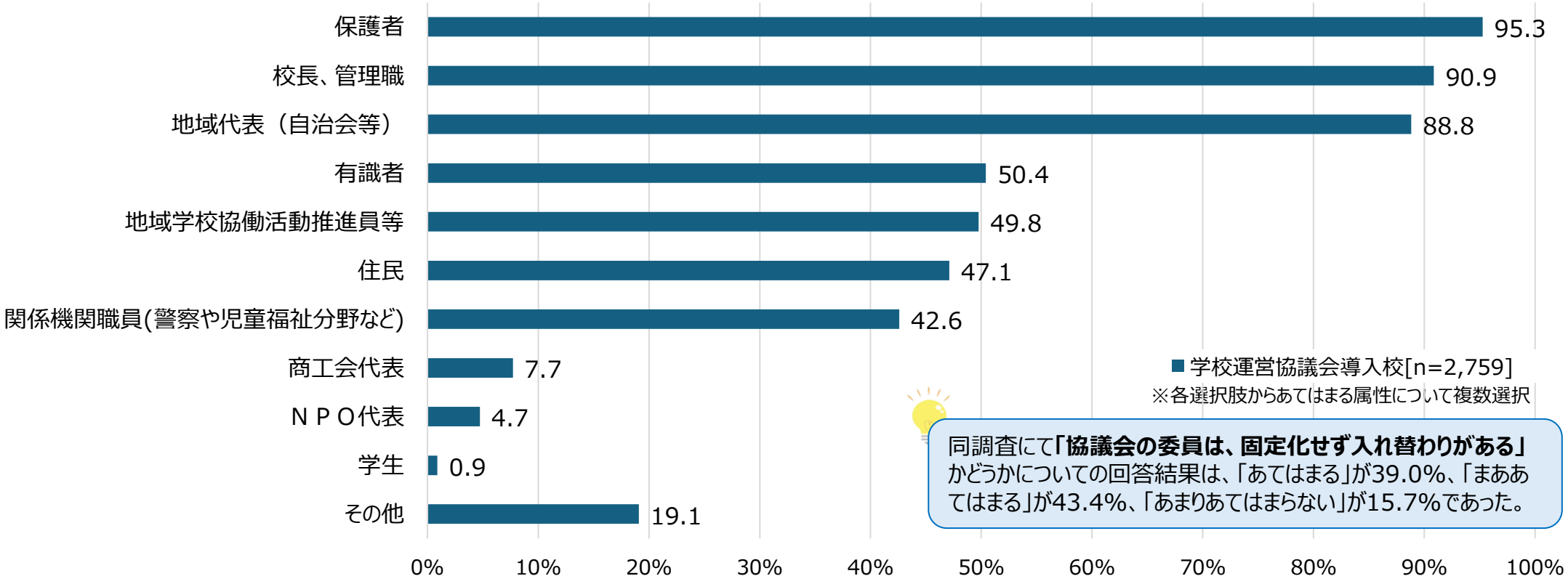
- 学校運営協議会による教職員の任用(人事)に関する意見について、任命権者に意見が出されることはなかったと回答した教育委員会が93.4%。
- 意見があった内容としては、特定の教職員や管理職に関する要望が0.1～1.1%、一般的要望や加配に関する要望がそれぞれ4%程度となっている。



※「令和7年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」をもとに作成

学校運営協議会委員の構成

- 約9割の学校運営協議会において、保護者、校長・管理職、地域代表（自治会等）が委員となっている。
- また、約5割の学校運営協議会で有識者が、約4割の学校運営協議会で関係機関職員が委員となっている。



同調査にて**「協議会の委員は、固定化せず入れ替わりがある」**かどうかについての回答結果は、「あてはまる」が39.0%、「まああてはまる」が43.4%、「あまりあてはまらない」が15.7%であった。

「その他」の主な内容

- 教員代表
- 放課後児童クラブ職員
- 部活動地域展開業者、地域スポーツ団体関係者
- 学校医、学校薬剤師
- 同窓会役員、元 PTA
- 地域にある学校の管理職、こども園、幼稚園、保育園園長
- 教育委員会職員、自治体職員、公民館職員、行政センター職員
- 教員経験者
- 地域ボランティア、こども食堂関係者
- 市町村議会議員
- 民生児童委員、保護司、交通指導員
- 消防団長
- 婦人会代表
- 観光協会職員、農協・漁協職員
- 郵便局長
- 地域企業代表
- 地域おこし協力隊
- 福祉施設代表、視能訓練士、前視覚障害者福祉協会会長
- 放課後デイサービス、地域事業所、聴覚障害者協会

※令和７年度「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の効果に関する調査研究」（全国の学校から無作為に抽出）の結果をもとに作成。
学校調査により実施。各学校運営協議会における委員の属性について、「地域代表」・「保護者」・「地域学校協働推進員」・「有識者」等の選択肢からあてはまる属性について複数選択。

地域学校協働活動の概要

地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして行う様々な活動。

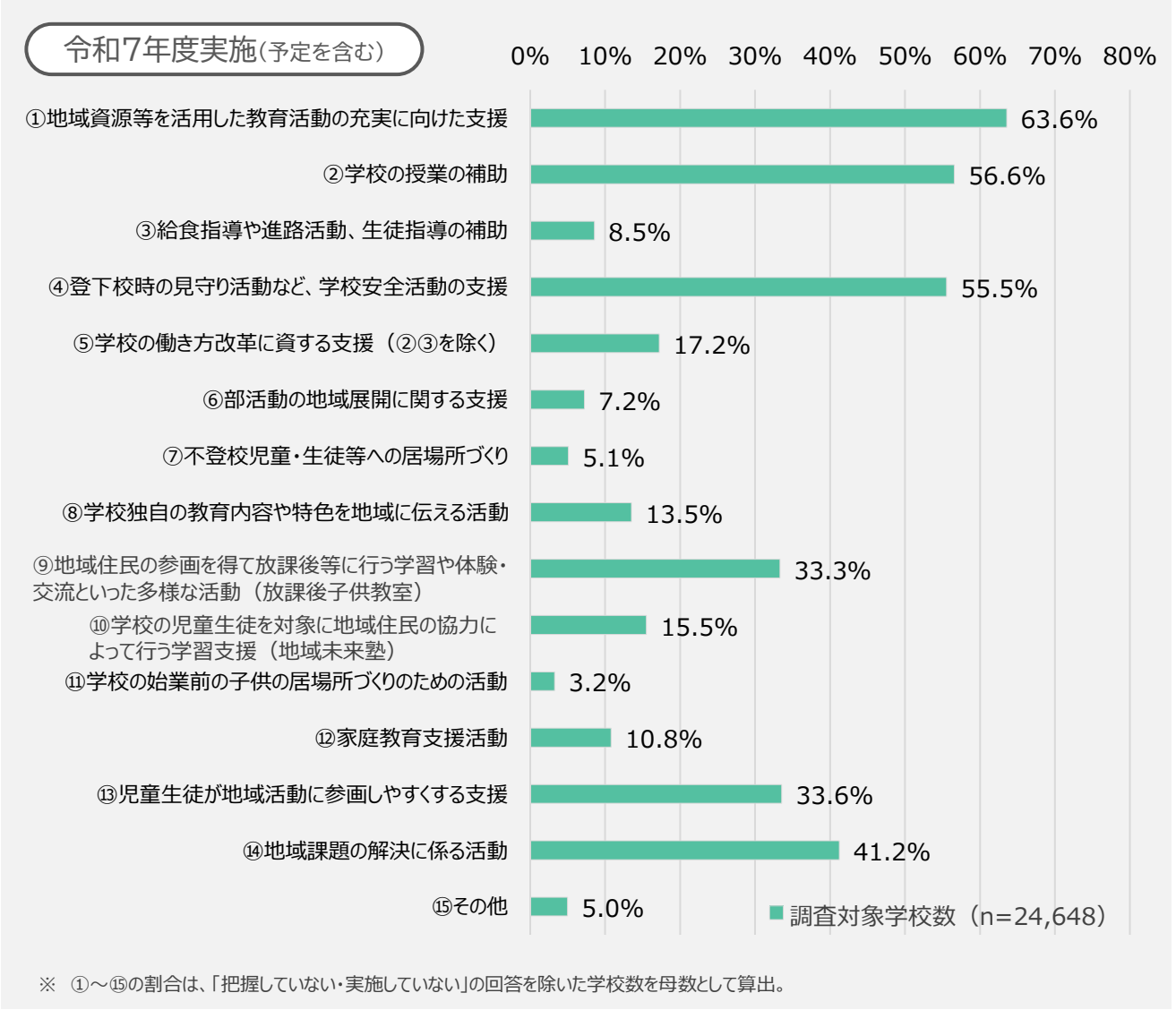
活動内容例

- 教育課程内の教育活動の充実・魅力化に向けた活動等（キャリア教育、探究学習等）
- 学校の課題改善に向けた活動等
 （授業補助、学校の安心・安全の確保、部活動支援等）
- 放課後や長期休業中の学習や体験・交流
- 地域活動・地域行事の実施や伝統文化・芸能の継承活動等
- 保護者のつながりづくり等

地域学校協働本部

地域の人々や団体による以下の要件を備えた地域学校協働活動を推進する体制
（緩やかなネットワーク）

①コーディネート機能
②多様な活動
③継続的な活動



※　①～⑮の割合は、「把握していない・実施していない」の回答を除いた学校数を母数として算出。

※「令和7年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」より

地域学校協働本部の整備率

令和８年５月１日
時点

都道府県・指定都市別/全学校種

※棒の濃い色の部分は令和7年度からの増加分（指定都市はオレンジ色）。都道府県の値は指定都市を含まない。



※「令和８年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」より

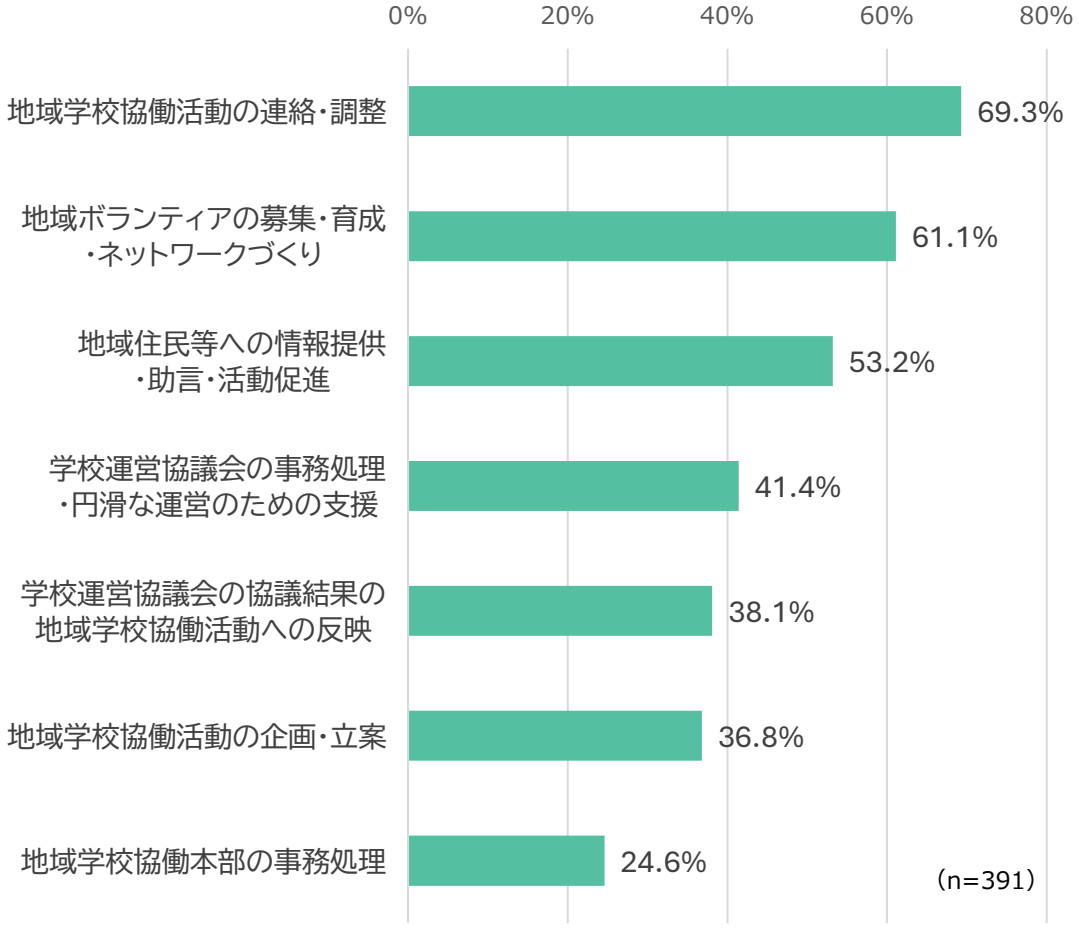
地域学校協働活動推進員の概要

制度上の位置付け

（社会教育法第9条の7）

地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有や地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う者として、教育委員会が委嘱。

担っている役割



配置状況

※R8.5現在

配置数　19,962人（前年度から5,261人増）

うち、学校運営協議会の委員　9,548人

活動場所

- 学校内の専用スペース（25.6%）
- 学校の職員室・事務室等（23.5%）
- 学校内だが、特に定まった場所はない（26.9%）
- 公民館等の社会教育施設や地域の施設内（3.8%）
- 教育委員会事務局内（0.5%）
- その他（19.7%）

（n=391）

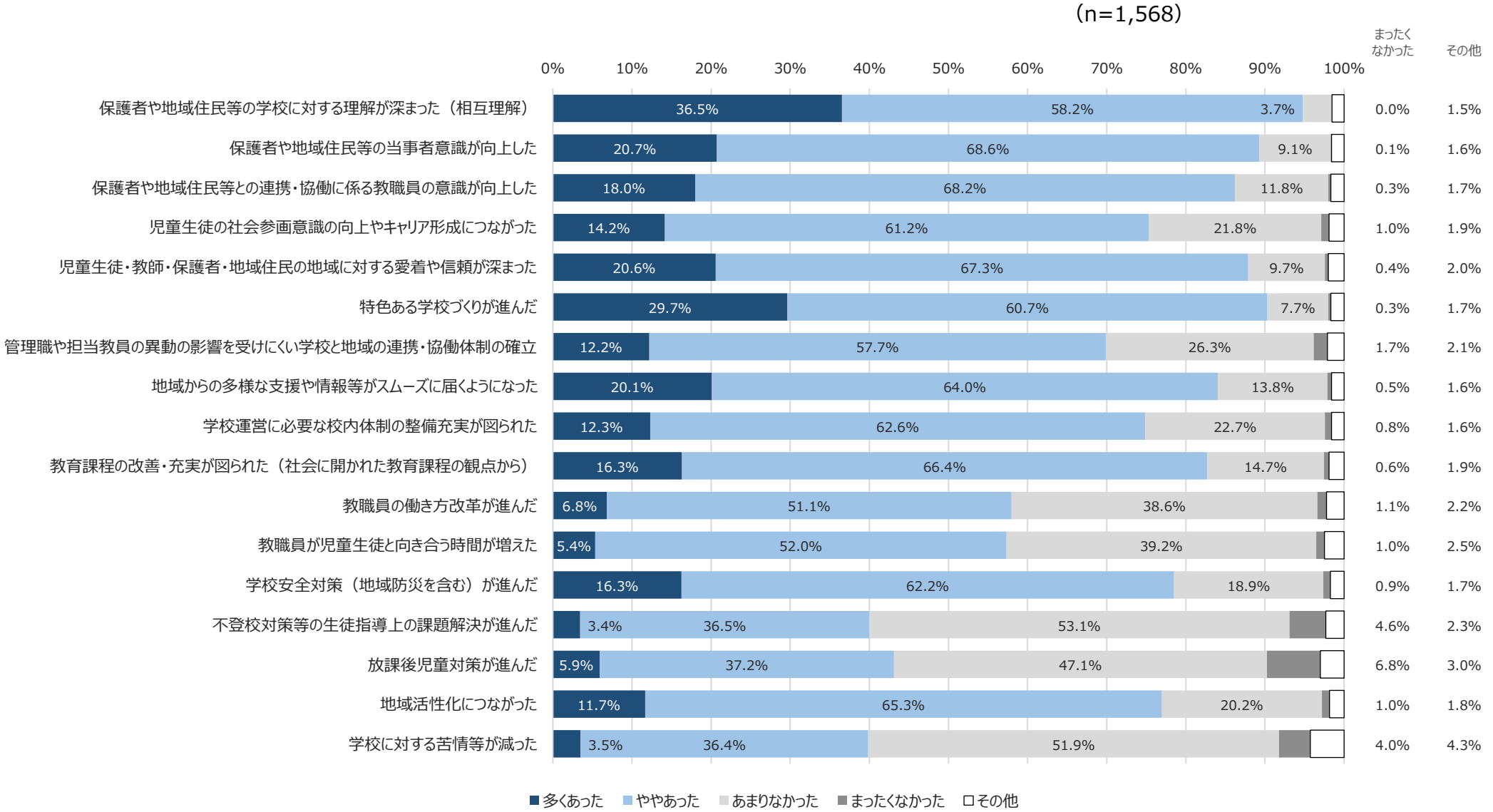
※「担っている役割」及び「活動場所」の数値は、文部科学省委託事業「地域と学校の新たな協働体制の構築のための実証研究実施報告書」（令和6年3月）より。　（地域学校協働活動推進員を対象とした抽出調査）
※「配置情報」の数値は、「令和8年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」より。

03 成果と課題

コミュニティ・スクールの取組に係る教育委員会としての成果実感

令和８年５月１日時点

- 学校運営協議会を設置している教育委員会に対し、学校や地域の課題について、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の仕組みを活用して、取組が進んだ／成果が上がったと考えるかどうか、成果実感を調査。
- 『保護者や地域住民等の学校に対する理解が深まった（相互理解）』（94.8%）、『特色ある学校づくりが進んだ』（90.3%）においては、多くの教育委員会が「多くあった」又は「ややあった」と回答した。

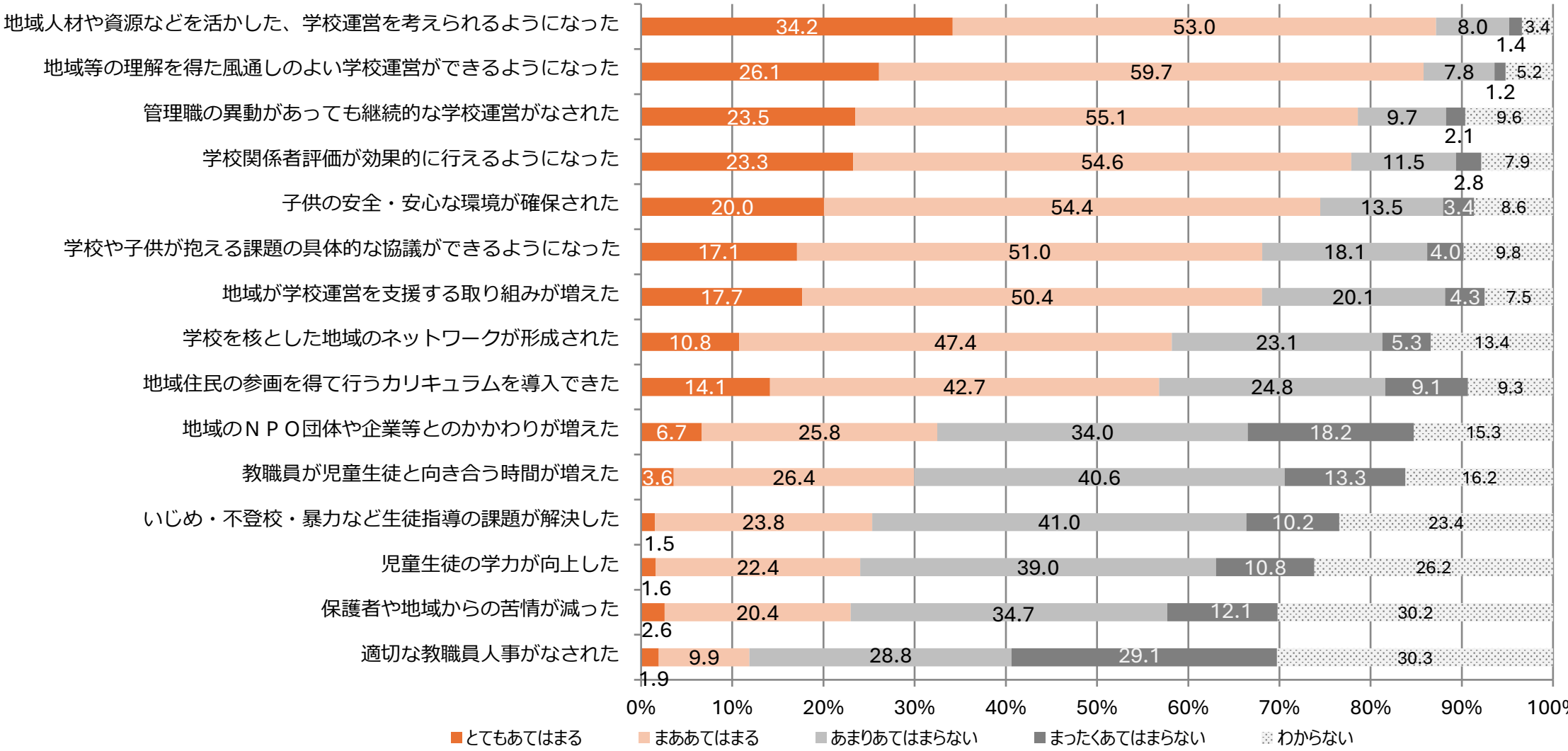


※コミュニティ・スクールを導入している教育委員会が対象。「その他」は選択肢「その他（自由記述）」の回答。

※「令和８年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」より

学校運営協議会の設置・運営によって得られた成果（学校）

- 学校運営協議会の設置・運営によって得られた効果として、「とてもあてはまる」又は「まああてはまる」と回答した学校の割合が多い順に、「地域人材や資源などを活かした、学校運営を考えられるようになった」（87.2%）、「地域等の理解を得た風通しのよい学校運営ができるようになった」（85.8%）、「管理職の異動があっても継続的な学校運営がなされた」（78.6%）となっている。



※令和７年度「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の効果に関する調査研究」（全国の学校から無作為に抽出）の結果をもとに作成。
学校調査により実施。各学校運営協議会の様子として、選択肢「あてはまる」～「あてはまらない」のうち、最もあてはまるものを1つ選び回答。

CS・地域学校協働活動の取組事例（成果）

学校・地域が共有する様々な課題と熟議

課題	教育課程の充実	働き方改革	不登校対策	地域防災
	学校と地域が、育てたい子供像や教育目標を共有し、地域の人材・資源を生かしながら、教育活動の充実を図ることが必要	学校が抱える課題が多様化・複雑化する中、学校と地域がそれぞれの役割を整理し、連携・協働する体制を整えることが必要	不登校や不登校傾向の子供が安心して過ごし、人や社会とのつながりをもてるよう、学校と地域が連携して支えることが必要	災害時に学校が避難所となることも踏まえ、平時から学校と地域が役割を共有し、連携した防災体制を整えることが必要
熟議 	● 子供たちに育みたい資質・能力や目指す子供像 ● 地域人材・地域資源を活用した教育活動の在り方	● 教職員が担う業務と地域が担える活動の整理 ● 学校と地域の連携体制の在り方	● 地域における人的・物的資源の活用方策 ● 児童生徒が安心して過ごせる居場所づくり	● 災害時における学校・地域の役割分担 ● 平時から取り組む防災体制や備えの在り方

熟議を通じた、具体的な取組

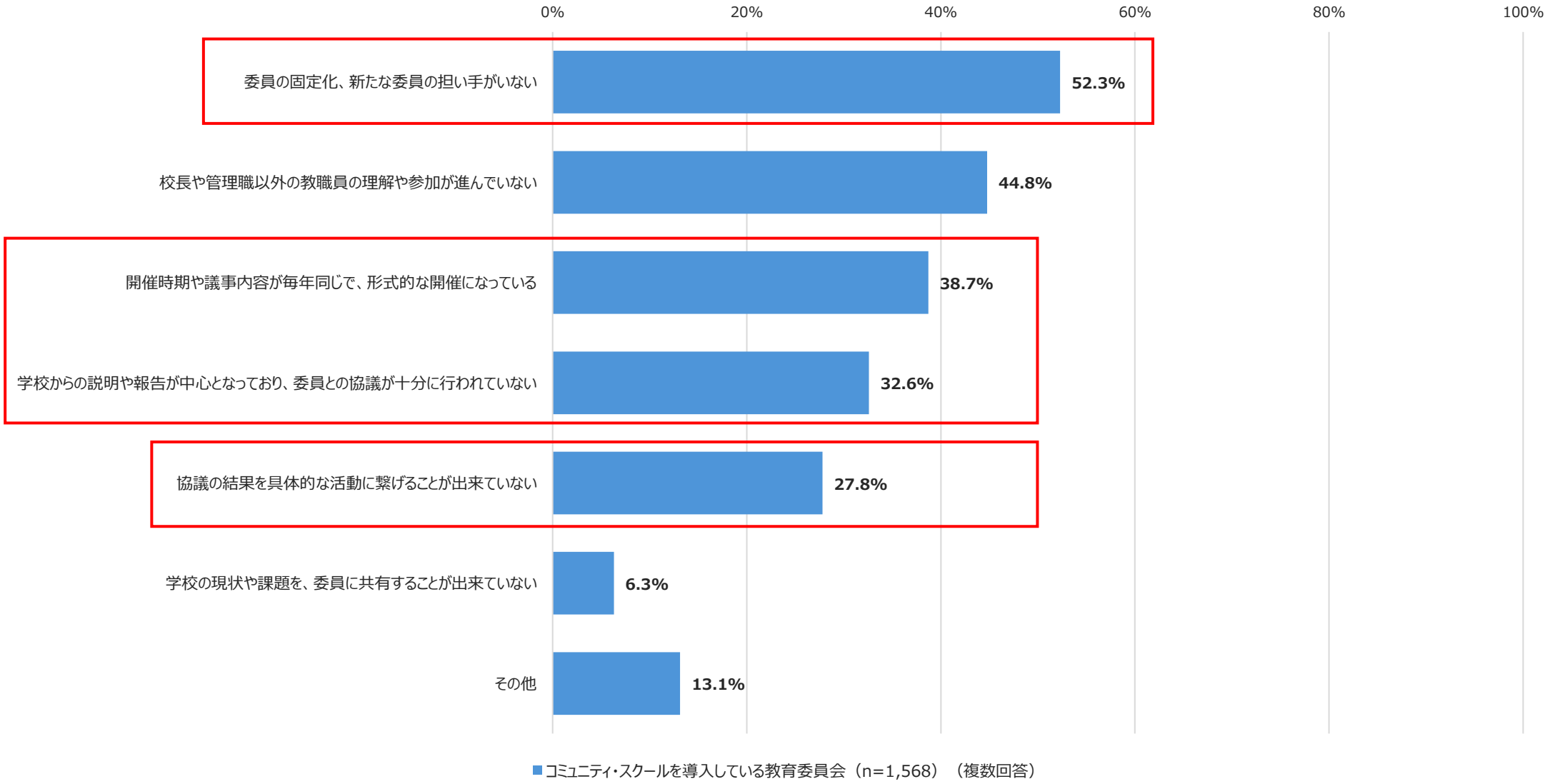
取組				
	✓ 地域住民とともに、小中学生の声も熟議のテーマに取り上げ、地元果物を使ったレシピ開発・販売、地域施設をより良くするプロジェクト等の学習活動を実施（福島県楢葉町）	✓ 働き方改革をテーマとした熟議を踏まえ、入学当初の1年生の登校後や休み時間の見守り、給食準備、清掃などの生活支援を地域住民が実施（埼玉県戸田市立戸田南小学校）	✓ 地域学校協働活動推進員を中心に場所や人を確保し、自治会館に子供の居場所「ぬくぬく」を開設。校内では「放課後カフェないろ」も実施（東京都八王子市立松木中学校）	✓ 学校運営協議会の防災教育部会・地域連携部会が連携し、社会福祉協議会、行政区長会、大学生等を含む151名で避難所運営訓練を実施（宮城県立支援学校女川高等学園）
	✓ 学校運営協議会に地域連携チームを設け、各教科・探究活動での地域連携を検討・支援。年間100人超の外部人材と連携（山梨県立笛吹高等学校）	✓ 地域学校協働活動推進員が学校と地域との連絡・調整を担い、職場体験学習の受入先との調整や活動支援等を実施（滋賀県米原市立米原中学校）	✓ 地域・保護者・教職員が不登校の実態や児童への声の掛け方を学び、「ふらっとサポーター」を立ち上げ、校舎内の見守り等を実施（埼玉県所沢市立松井小学校）	✓ 黒石市・消防署・地域住民と総合防災訓練に生徒が参加。生徒が全体アナウンス、介助、消火、避難所健康観察等を担当（青森県立黒石高等学校）

令和6年度「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に係る文部科学大臣表彰被表彰取組より抜粋、一部修正

学校運営協議会に関する課題

令和８年５月１日
時点

- 学校運営協議会を設置している教育委員会に対し、学校運営協議会に関する課題を調査（複数回答）。
- 『委員の固定化、新たな委員の担い手がいない』（52.3%）が最も多く、次いで『校長や管理職以外の教職員の理解や参加が進んでいない』（44.8%）、『開催時期や議事内容が毎年同じで、形式的な開催になっている』（38.7%）、『学校からの説明や報告が中心となっており、委員との協議が十分に行われていない』（32.6%）となっている。

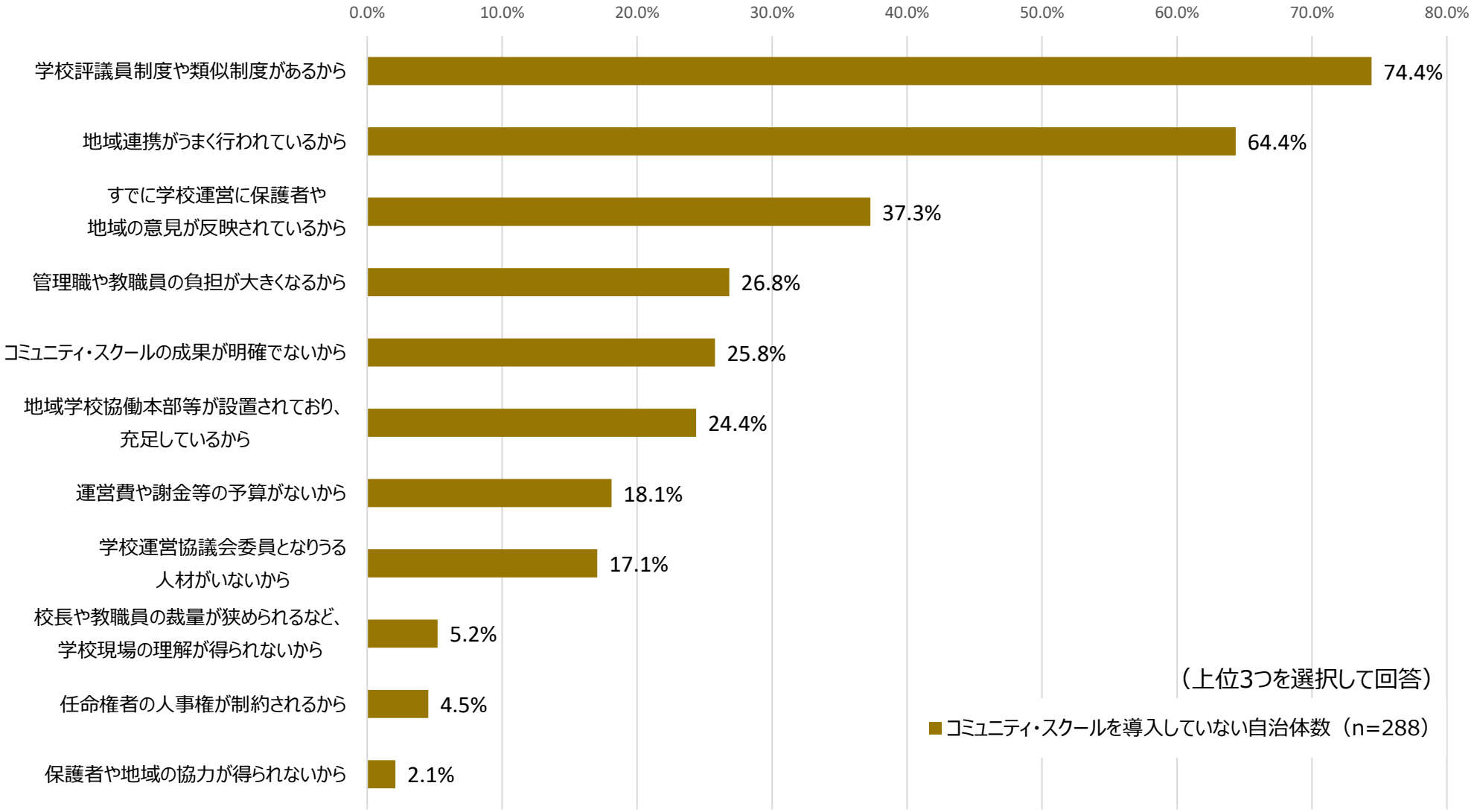


※「令和８年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」より

コミュニティ・スクール未導入の理由

令和７年５月１日時点

- コミュニティ・スクールを導入していない理由について、6割以上の教育委員会が、「学校評議員制度や類似制度があるから」、「地域連携がうまく行われているから」と回答している。
- また、「管理職や教職員の負担が大きくなるから」、「運営費や謝金等の予算が無いから」との回答も2～3割程度あった。



※「令和7年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」をもとに作成

『類似の仕組み』の実施状況

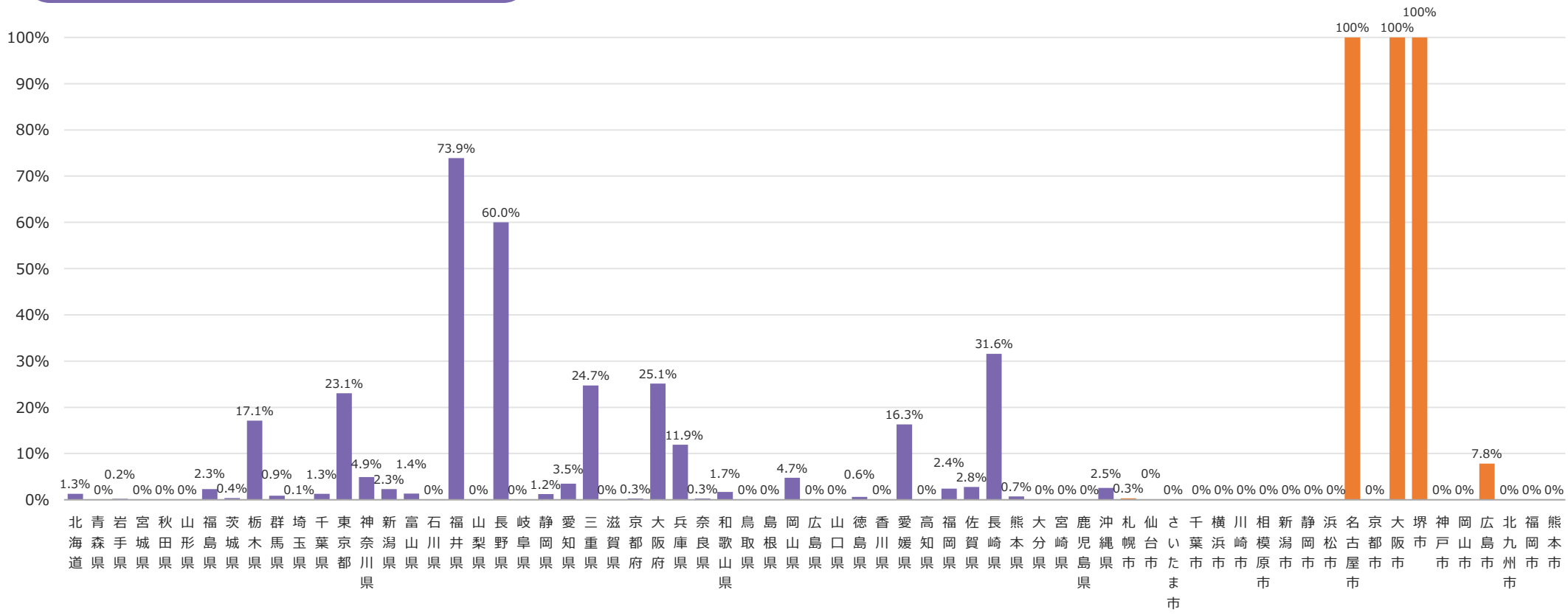
令和８年５月１日
時点

『類似の仕組み』の定義（本調査におけるもの）	●法律に基づく学校運営協議会制度ではないものの、学校ごと又は中学校区単位ごとに、教育委員会や学校が作成する要綱等により設置されている、地域住民及び保護者が学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体。 ●学校評議員（学校教育法施行規則第49条に基づくもの）や学校関係者評価のみを行うことを目的とした委員会等は含まない。

類似の仕組みの実施校数

学校種	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
幼稚園	279園	325園	355園	222園
小学校	2,696校	2,228校	2,190校	1,730校
中学校	1,333校	1,081校	1,068校	845校
義務教育学校	15校	20校	16校	15校
高等学校	385校	337校	260校	391校
中等教育学校	5校	6校	6校	7校
特別支援学校	105校	102校	95校	107校
合計	4,818校	4,099校	3,990校	3,317校

都道府県・指定都市別/全学校種



※「令和８年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」より

04 国・自治体の取組

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進に関する取組

文部科学省

自治体における取組の促進・支援

地域と学校の連携・協働体制構築事業

（体制の整備・強化）

○ 体制整備のために必要な人員配置を支援。
- 地域学校協働活動推進員（統括的な役割を担う者も含む）
- CSアドバイザー
- 地域学校協働活動を担う者（活動のリーダー、安全管理や特別な配慮が必要な児童生徒等のサポートを行う者、特別な知識や経験等を有する学習支援員等）

○ コミュニティ・スクール関係者や上記の人員に対する研修を促進。

（地域学校協働活動の実施）

○ 放課後等における学習や体験活動の提供に関する取組（放課後子供教室や地域未来塾等）を支援。

○ 学校における働き方改革に資する取組を支援（朝の見守り、授業・部活動の補助等）

学校運営協議会の運営に係る地財措置

学校運営協議会の設置・運営に必要な経費（委員報酬、会議費等）について、普通交付税として措置。

導入促進・質向上に向けた伴走支援等

CSマイスター派遣事業

経験・知識が豊富なCSマイスター（文部科学省委嘱）を自治体・学校に派遣し、導入支援及び導入後の伴走支援を実施。

学校運営協議会の質向上プログラム

自治体・学校と文部科学省・CSマイスターが連携し、課題解決等につながる協議会の在り方・改善方策等を整理。（R8新規）

協働体制の構築・強化のための調査研究

取組を進めるための手引の作成

取組の全国的な普及促進

CSユースリーダーによる若者参画促進

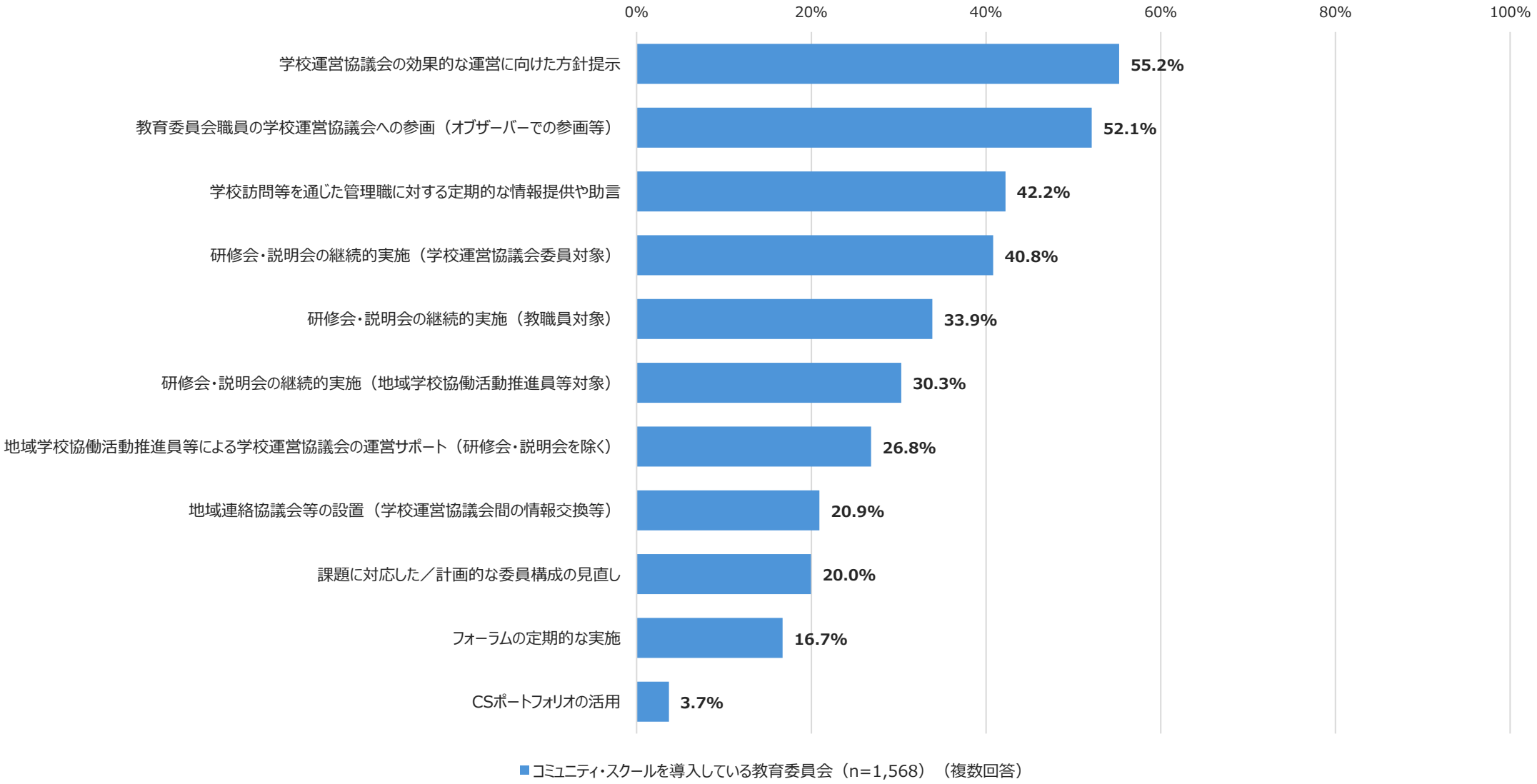
若者世代として実践に携わるCSユースリーダー（文部科学省委嘱）を中心に、次世代の担い手育成に向けたイベントを実施。（R8新規）

全国フォーラム、大臣表彰の実施

学校運営協議会の効果的な運営の継続に向けた教育委員会の取組

令和８年５月１日時点

- 学校運営協議会を設置している教育委員会に対し、設置する学校運営協議会を形骸化させず効果的な運営を継続するために、伴走支援として取り組んでいるものを調査（複数回答）。
- 『学校運営協議会の効果的な運営に向けた方針提示』、『教育委員会職員の学校運営協議会への参画（オブザーバーでの参画等）』には、半数以上の教育委員会が取り組んでいる。



※「令和８年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」より